

藤里町奨学金返還助成金交付要綱第3条第1項(2)に規定する「別に定める要件」について

藤里町

標記については、次の1、2のいずれかに該当する者とする。

- 1 平成28年度中に大学・高校等を卒業又は中途退学した者であって、平成29年4月1日以降に、定住の意思を持って藤里町内に居住している者
- 2 次の(1)、(2)のいずれかに該当する者
 - (1) 次のア、イのいずれかに該当する者
 - ア) 平成27年度以前に大学・高校等を卒業又は中途退学した者であって、平成28年4月1日以降に藤里町内に転入し、転入時点で通算1年以上藤里町外に居住実績を有する、定住の意思を持って藤里町内に居住している者(ただし、町外居住実績に、大学・高校等での就学期間は含まない。)
 - イ) 平成27年度以前に大学・高校等を卒業又は中途退学した者であって、秋田県での就職決定前にAターン希望登録済で、平成28年4月1日以降に藤里町内に転入し、定住の意思を持って藤里町内に居住している者
 - (2) 平成27年度中に大学・高校等を卒業又は中途退学した者であって、就学を終えて以降、引き続き、定住の意思を持って藤里町内に居住している者

附 則

- 1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

藤里町奨学金返還助成金交付要綱第3条第1項(3)に規定する「別に定める要件」について

藤里町

標記については、次の1、2のいずれかに該当する者とする。

- 1 平成28年度中に大学・高校等を卒業又は中途退学した者であって、平成29年4月1日以降に、県内就職する者
- 2 次の(1)、(2)のいずれかに該当する者
 - (1) 平成27年度以前に大学・高校等を卒業又は中途退学した、平成28年4月1日以降に藤里町内に転入した者であって、平成28年4月1日以降に、県内就職する者
 - (2) 平成27年度中に大学・高校等を卒業又は中途退学した者であって、平成29年4月1日以降に、初めて県内就職する者

附 則

- 1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。